



県章

# 山形県公報

平成16年1月27日(火)

第1511号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 訓令

田沢川ダム操作規則の一部を改正する訓令.....(河川砂防課)...77

### 告示

国土調査の成果の認証.....(農村計画課)...78

県営土地改良事業に係る換地処分.....(庄内総合支庁鶴岡農村整備課)...同

農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....(森林課)...同

公共測量の実施の通知.....(管理課)...同

都市計画事業の認可.....(都市計画課)...79

都市計画事業の変更の認可.....(同)...同

同.....(同)...同

土地区画整理組合の設立の認可.....(同)...80

道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...同

同.....(同)...同

同.....(同)...81

県道の供用の開始.....(同)...同

県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....(出納局)...同

県証紙売りさばき人の指定.....(同)...82

### 公告

山形県知事等の自己署名証明書のフィンガープリント.....(情報企画課)...同

県営住宅入居者の一般公募.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...同

同.....(庄内総合支庁建築課)...84

### 正誤

## 訓令

山形県訓令第2号

土木部  
庄内総合支庁

田沢川ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年1月27日

山形県知事 高橋和雄

田沢川ダム操作規則の一部を改正する訓令

田沢川ダム操作規則(平成14年3月県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第18条中「毎秒0.30立方メートル」を「毎秒0.390立方メートル」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

---

**告 示**

---

## 山形県告示第73号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成16年 1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
小国町
- 2 調査を行った期間  
平成13年 5月22日から  
平成15年11月27日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
小国町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字町原の一部
- 5 認証年月日  
平成16年 1月20日

## 山形県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営羽黒南部地区土地改良事業に係る換地処分をした。

平成16年 1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県告示第75号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年 1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 保安林予定森林の所在場所  
尾花沢市大字名木沢字向山1855 - 195、1855 - 206、1855 - 233、1855 - 237、1855 - 672、1855 - 674から1855 - 677まで、1855 - 991
- 2 保安林指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第76号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、地域振興整備公団山形総合開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成16年 1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域及び上山市金瓶地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成16年1月9日から同年3月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量）

## 山形県告示第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成16年1月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・8号美畑天童線
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 山形市幸町、八日町一丁目及び二丁目並びに香澄町三丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成16年1月27日から平成22年3月31日まで

## 山形県告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成16年1月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 施行者の名称  
新庄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新庄都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・5号関屋小檜室線
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成8年1月12日から平成19年3月31日まで

## 山形県告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成16年1月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 施行者の名称  
新庄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新庄都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・3・1号沼田角沢線
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし

- (2) 使用の部分 な し  
 4 事業施行期間 平成5年12月28日から平成20年3月31日まで

## 山形県告示第80号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成16年 1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 組合の名称  
寒河江市木の下土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
寒河江市中央一丁目9番45号
- 3 施行地区  
寒河江市南町三丁目、丸内三丁目、七日町、西根一丁目、大字寒河江字赤田、大字寒河江字木の下、大字西根字木の下の各一部
- 4 事業施行期間  
平成16年1月27日から平成24年3月31日まで
- 5 設立認可年月日  
平成16年1月27日
- 6 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法  
組合事務所の掲示場及び寒河江市役所に掲示して行う

## 山形県告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年1月27日から同年2月9日まで縦覧に供する。

平成16年 1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市河崎三丁目字反田185番1から 同 104番7まで	旧	149.8メートル と 15.2	メートル 144
同 上	新	37.0メートル と 15.2	同 上

## 山形県告示第82号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年1月27日から同年2月9日まで縦覧に供する。

平成16年 1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萱平河崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市河崎一丁目字石崎71番35から 同 二丁目字反田23番20まで	旧	42.4メートル と 22.6	メートル 284
同 上	新	34.5メートル と 22.6	同 上

山形県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年1月27日から同年2月9日まで縦覧に供する。

平成16年1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字北目字五反田2415番3から 同 一日町四丁目326番4まで	旧	73.0メートル と 16.0	メートル 618
同 上	新	50.0メートル と 16.0	同 上

山形県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年1月27日から同年2月9日まで縦覧に供する。

平成16年1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 天童市大字北目字五反田2415番3から  
同 一日町四丁目326番4まで
- 3 供用開始の期日 平成16年1月27日

山形県告示第85号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届け出があった。

平成16年1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

氏 名	住 所	売りさばき所の所在地	廃 止 年 月 日
垂 石 フ ミ 子	東村山郡山辺町大字山辺375番地	同 左	平成15.12.25

## 山形県告示第86号

山形県証紙条例(昭和39年3月県条例第40号)第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成16年 1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

名称及び代表者氏名	所 在 地	売りさばき所の所在地	指 定 年 月 日
有限会社 大川火薬銃砲店 代表取締役 大川 久信	鶴岡市本町二丁目2番30号	同 左	平成15. 1.19

## 公 告

公的個人認証サービス山形県認証局が発行する山形県知事の自己署名証明書(以下、「山形県知事の自己署名証明書」という。)及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書(以下、「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。)のフィンガープリントを次のとおり公告する。

平成16年 1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 山形県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

山形県知事の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

ハ ッ シ ュ 関 数	フ ィ ン ガ ー プ リ ン ト
SHA-1	A3 F5 87 36 1B D6 BD 01 98 01 E1 0F 3B FA 6A 19 A1 CA 47 7B
MD5	66:24:18:AB:6D:86:CF:76:EC:7D:4C:0D:F5:B7:84:E2

## 2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

ハ ッ シ ュ 関 数	フ ィ ン ガ ー プ リ ン ト
SHA-1	2D FF 63 36 E3 3A 48 29 AA 00 9F 01 A1 80 1E E7 EB A5 82 BB
MD5	28:ED:E6:FC:07:62:B6:1E:F6:1C:3E:70:07:9A:0F:D1

(注) SHA-1 又はMD5 により算出したフィンガープリントは、それぞれ、40桁又は32桁の16進数であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組み合わせで表示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年 1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積			収入が 123,000円 以下の者	収入が23,000円 を 超え153,000円 以下の者	収入が153,000円 を 超え178,000円 以下の者	収入が178,000円 を 超え200,000円 以下の者	収入が200,000円 を 超え238,000円 以下の者			収入が238,000円 を 超え268,000円 以下の者
県営小国アパ- ト1号	西置賜郡小国町 大字兵庫3- 3-9	3DK	平方メートル 58.0	1	一般用	12,900 円	15,600 円	18,500 円	21,300 円	24,600 円	28,300 円	3月分 の家賃 に相当 する額	
同小国アパ- ト2号	同 3-8	同	59.4	1	同	13,800	16,800	19,800	22,900	26,500	30,400		
同飯豊アパ- ト	同 飯豊町大 字秋生3,893- 3	同	59.4	1	同	14,800	18,000	21,300	24,500	28,300	32,500		

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年2月2日から2月10日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜西事務所  
(山形県長井市高野町二丁目3番1号)

## 5 入居の時期 平成16年3月中旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年1月27日

山形県知事 高 橋 和 雄



1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃						摘要
					収入が123,000円以下の者	収入が153,000円を超え178,000円以下の者	収入が178,000円を超え200,000円以下の者	収入が200,000円を超え238,000円以下の者	収入が238,000円を超え268,000円以下の者	敷金	
県営東部アパート2号	鶴岡市朝陽町6-5	住宅形式 3DK 1戸当たり 住戸専用 面積 55.7平方メートル	1	一般用	14,100円	17,100円	20,200円	23,300円	26,900円	30,900円	3月分の家賃に相当する額
同 茅原アパート2号B	同 大字茅原 字草見鶴16-1	同	2	同	15,600円	18,900円	22,400円	25,900円	29,900円	34,300円	
同 3号A	同 大字茅原 字草見鶴16-1	同	1	同	16,800円	20,400円	24,100円	27,800円	32,100円	36,900円	
同 城南アパート2号A	同 城南町9-30	3DK	1	同	18,400円	22,400円	26,500円	30,500円	35,300円	40,500円	
同 末広アパート1号A	同 末広町23-63	2LDK	2	同	22,600円	27,400円	32,400円	37,400円	43,200円	49,600円	
同 3号A	同 末広町23-60	2LDK	1	同	22,600円	27,400円	32,400円	37,400円	43,200円	49,600円	
同 川南アパート4号	酒田市若宮町二丁目1-4	3DK	2	同	13,100円	15,900円	18,900円	21,800円	25,100円	28,900円	
同 こがねアパート2号C	同 こがね町一丁目21-11	同	1	同	17,400円	21,200円	25,000円	28,900円	33,400円	38,300円	
同 鳥海アパート1号C	同 富士見町三丁目2-118	同	1	同	23,000円	28,000円	33,100円	38,200円	44,100円	50,600円	
同 2号D	同	同	1	同	23,300円	28,300円	33,500円	38,700円	44,600円	51,300円	
同 余目アパートB	東田川郡余目町大字余目字大塚93-1	同	1	同	16,800円	20,400円	24,100円	27,800円	32,100円	36,900円	
同 遊佐アパート	同 遊佐町大字遊佐町字10-2	同	1	同	14,000円	17,000円	20,100円	23,200円	26,800円	30,800円	

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年2月5日から同月12日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年2月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成16年3月下旬

正 誤

発行年月日	県 公 報 番 号	ページ	行	誤	正
平成15.12. 1	号外(95)	6	2	投票区投票所	期日前投票所

平成16年1月27日印刷  
平成16年1月27日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056